

地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会の概要

1 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくもので、地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を持ちます。

高齢者の悩み事や困りごとなどのニーズを適時、的確に把握するため、次のとおり地域ケア会議を実施していきます。

(1) 担当地区ケア会議

個別事例の支援方針等を検討します。その内容を分析し、傾向や課題をまとめ、相談支援やサービス提供体制の改善につなげるとともに、検討後に残った課題を蓄積することで地域に共通する課題の発見につなげます。

(2) 自立支援ケア会議

本人が抱える課題の検討を通じて、課題に対する有効な支援方法を積み重ね、地域全体のケアマネジメントの質の向上につなげるとともに、検討後に残った課題を蓄積することで、地域に共通する課題の発見につなげます。

(3) 高齢者地域支援連絡会

高齢者が地域で安心して生活ができるように、民生委員・児童委員や自治会・町会等の地域の関係者と行政や地域の活動に関する情報を共有します。また、提案があった地域課題や発見した地域課題を共有し、その整理や解決に向けた検討を行います。

(4) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

担当地区ケア会議、自立支援ケア会議及び高齢者地域支援連絡会の開催を通じて把握した市内に共通する地域課題について報告します。また、現行計画の進捗管理や次期計画の策定過程の中で、地域課題への対応方法について検討・協議します。

※府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期） 144 ページより抜粋

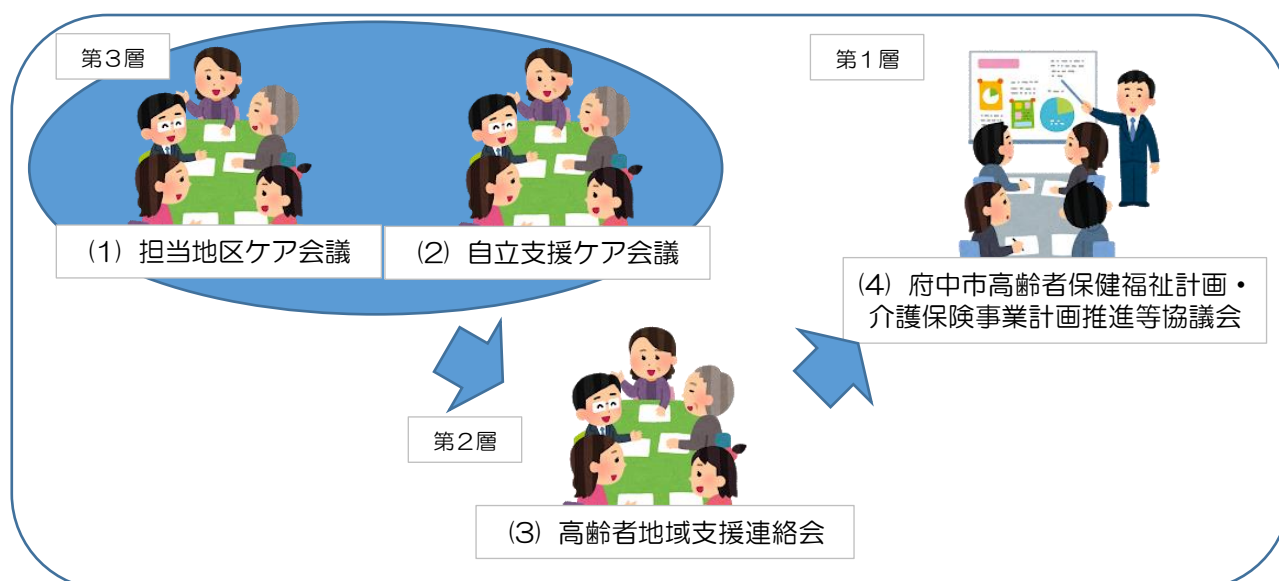


図 地域ケア会議のイメージ

2 生活支援体制整備事業

(1) 厚生労働省が定める定義

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする事業。

(2) 府中市が考える事業の目的

介護保険制度などの「共助」や行政による支援である「公助」では対象とならない、又は必要とする支援が得られない高齢者の生活支援のニーズについて、地域における住民その他の組織等が連携し、相互の支え合い等によって高齢者が求める「ちょっとした困り事」にも対応するための仕組みを構築します。

また、「自分の元気を地域の元気に」という考え方を基軸に、元気な高齢者が地域を支える担い手となることによって、「社会参加による介護予防」の効果を支え手が享受するだけではなく、住民相互の理解が深まることで、「自らが困ったときに支えてもらえる社会」の実現といった「地域の活力」にも寄与することが期待されます。

(3) 府中市における具体的な体制

市全体を第1層、日常生活圏域を第2層として定義し、それぞれに①、②を配置及び設置

①『生活支援コーディネーター』の配置

多様な主体による取組の「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」

★生活支援コーディネーターの配置（第1層は社会福祉協議会に、第2層は社会福祉協議会及び地域包括支援センターに委託）

≪第1層≫ 1名

≪第2層≫ 22名（日常生活圏域全てに配置済）

②『協議体』の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための組織

★協議体の設置

≪第1層≫ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」

≪第2層≫ 11か所にある文化センター圏域を活動範囲とする「わがまち支えあい協議会」

